

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		ばい煙に係る指定施設の一時停止命令	
根拠条例・規則名		さいたま市生活環境の保全に関する条例	
条 項		第 4 8 条 第 1 項	
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 (電話：048-829-1330)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次のいずれかの場合に該当するとき。 (1) ばい煙に係る規制基準(ばい煙の量又は濃度に係るものに限る。)に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときであって、当該被害を防止するため緊急を要すると認めるとき又は当該被害を防止する方法が一時停止命令以外にないと認めるとき。 (2) ばい煙に係る規制基準(ばい煙の量又は濃度に係るものを除く。)を遵守していないと認める場合において、さいたま市生活環境の保全に関する条例第 4 8 条 第 1 項の規定による改善命令(ばい煙の指定施設の構造又は維持管理に係るものに限る。)に従わないとき。	
	設定等年月日	平成 21 年 4 月 1 日 設定	平成 23 年 7 月 1 日 最終改正
備 考			